

平成27年度特別研究会8（消費者裁判手続特例法）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容				
	17	木	13:00 開始 あいさつ	13:10 講演 「消費者裁判特例 手続の諸問題」	14:30	14:50 共同研究 「共通義務確認訴訟等におけ る実務上の諸問題について」  東京地裁部総括判事 後 藤 健  大阪地裁部総括判事 増 森 珠 美	17:00 ※
3	18	金	9:50 共同研究 「簡易確定手続における実 務上の諸問題について」  東京地裁部総括判事 中 山 孝 雄  大阪地裁部総括判事 森 純 子	12:00 共同研究 「執行手続における 実務上の諸問題につ いて」  東京地裁判事 古 閑 裕 二  大阪地裁判事 細 川 二 朗	13:00 14:00	14:20 パネルディスカッション 「被害回復裁判手続の意義と課題」  [Redacted] [Redacted] 弁護士 野々山 宏 弁護士 今 井 和 男 大阪地裁部総括判事 増 森 珠 美 東京地裁部総括判事（司会） 福 井 章 代	17:00

※ 懇談会を予定

平成27年度特別研究会8（消費者裁判手続特例法）

参加者名簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京地裁	名 島 亨	卓
	横浜地裁	有 賀 直	樹
	さいたま地裁	大 野 和	明
	千葉地裁	菅 家 忠	行
	水戸地裁龍ヶ崎支	常 盤 紀	之
	宇都宮地裁	日 野 周	子
	前橋地裁	塩 田 直	也
	静岡家裁富士支	井 上 善	樹
	甲府地裁	長 井 清	明
	長野地裁	林 由	希子
	新潟家裁高田支	高 倉 文	彦
大阪	大阪地裁	高 玉 野 勝	則
	京都地裁	福 渡 裕	貴
	神戸地裁	和 久 田	齊
	奈良地裁	森 川 さ	つき
	大津地裁	小 川 紀	代子
	和歌山地裁	山 下 隼	人
名古屋	名古屋地裁	山 本 健	一
	津地裁	瀬 戸 さ	やか
	岐阜地裁	入 江 克	明
	福井地裁	中 村 修	輔
	金沢地裁	大 嶺 野 元	崇
	富山地裁	大 龍 見	春
広島	広島地裁	久 保 雅	昇
	山口家裁宇部支	久 保 野 久	志
	岡山地裁	曳 野 島 恭	男子
	鳥取地裁米子支	三 杉 山 順	子
福岡	松江地裁	三 井 井 教	一
	福岡地裁	三 村 松 多	匡
	佐賀地裁	村 富 張 多	香子
	長崎地裁	富 鈴 木 邦	夫
	大分地裁	鈴 木 文	喬
	熊本地裁	一 長 賀 丈	智
	鹿児島地裁	古 賀 英	博
宮崎地裁		武	

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
福岡	那覇地裁	宮 崎 陽 介	
仙台	仙台地裁	大 澤 知 子	
	福島地裁郡山支	上 拂 大 作	
	山形地裁	曾 我 学	
	盛岡地裁	小 川 理 津 子	
	秋田地裁	齊 藤 顕 亮	
	青森地裁八戸支	中 澤 野 俊 夫	
札幌	札幌地裁	内 野 澤 利 隆 介	
	函館地裁	前 山 崎 隆 介	
	旭川地裁	山 崎 隆 介	
	釧路家裁	鈴 木 一 朋 子	
高松	高松地裁	横 路 朋 生	
	徳島地裁	中 嶋 謙 英	
	高知地裁	石 丸 将 利	
	松山地裁	西 理 香	

合計 50 人

## 消費者裁判手続特例法の特徴と運用の課題

2016年3月18日

### ◆ 立法の特殊性と裁判所への期待

- ・ 今回の立法の特殊性
  - ・ 新規性が強い⇒解釈論を展開する基礎が乏しい
  - ・ 国際的に類例がない⇒比較法的にも参照できるものが乏しい
  - ・ 立案過程の議論は大雑把⇒立案資料も参照できるものは乏しい
  - ・ 法制審議会等で詳細に詰められる民事基本法とは相当に異なる出自の立法との意識が必要
- ⇒制度運用にあたって司法に期待されるところが大きくならざるを得ない

### ◆ 手続の大枠と基本的な考え方

- ・ 実現が期待された手続＝消費者団体等に訴訟追行を認めながら、勝訴した場合、その成果を個別消費者が援用でき、かつ、個別消費者が簡易に手続に加入でき、配当を受けられるようなもの
  - ・ 固有権構成（差止訴訟）：ここではあり得ない
  - ・ 訴訟担当構成
    - ◇ 法定訴訟担当：管理処分権の不在
    - ◇ 任意的訴訟担当：個別の授権のハードル高い＝権利救済の実効性が得られない
  - cf. 選定当事者制度
  - ・ 消費者団体が勝訴した場合に限り、個別消費者がその判決効を援用して手続に参加するという構成（敗訴の場合は判決効が及ばず、事前に授権を得る必要はない）  
⇒2段階手続：まず消費者団体が全ての消費者に共通する争点（共通義務）の確認訴訟を起こし、勝訴した場合に初めて個別消費者が授権して手続に登場するスキーム
  - ・ 一種の片面的な既判力拡張：民訴の基本理念である武器対等の原則からすれば、例外的なもの
  - ・ 武器対等を可及的に尊重するため、相手方事業者に過剰な負担をかける制度にすることはできない⇒制度構成に対する制約要素
- Ex. 原告適格の限定、被告適格の限定、対象事件の限定等
- ・ 一種の実験的立法：創造的運用への期待⇒越えられない限界：施行後3年の見直し規定

# 消費者裁判手続特例法の施行にあたって

平成28年3月18日(金)

弁護士 今井 和男

## 1. 本制度の目的 (法第1条)

「消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることに困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとすること」

## 2. 本制度設計の基本的枠組み

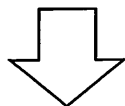
- (1) 2段階型訴訟構造
- (2) オプトイン方式



- (3) 1回戦は団体戦で2回戦は個人戦に移行という稀有な方式
- (4) 1回戦と2回戦のウエイト
- (5) 1回戦から2回戦への円滑な移行

## 3. 本制度の運用 (規則第1条)

「当事者は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、被害者回復裁判手続の円滑かつ迅速な進行に努め、信義に従い誠実に被害回復裁判手続を進行しなければならない。」



- (1) 「円滑かつ迅速」な手続進行
- (2) 「信義誠実」な手続進行

#### 4. 本制度成功のポイント

- (1) 上記2のとおり複雑で手間のかかる裁判手続と裁判事務を内包
- (2) 上記3(1)（「円滑かつ迅速」）を実現するためには  
3(2)（「信義誠実」）が不可欠
- (3) 共通義務確認の訴え
  - ①法第3条第1項に限定
  - ②同条第2項で除外事案を列挙
  - ③同条第3項で被告事業者を列挙
- (4) 「多数性」「共通性」「支配性」の要件による本制度活用事業の絞り込み
- (5) 濫訴の防止（法第75条）
- (6) 集団性は立証を緩和しない
- (7) 裁判所任せにしない積極的な紛争解決努力



双方ともに和解の努力を怠らない

#### 5. 事案の多様性

- (1) 悪質な業者から一般事業者まで
- (2) 悪質な業者は刑事処罰適用ケースも有り得る
- (3) 悪質な業者は責任逃れをし破綻可能性が高い
- (4) 一般事業者はコンプライアンスとリスク管理が経営の根幹
- (5) 対決型から対話型まで
- (6) 最終目標は個人の被害の早期回復（法第1条）